

困難な時だからこそ学校現業職の正規採用を！
「学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求める」とともに、学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名」

とりくみの手引き

全教現業職員部常任委員会



現業職員部中央行動での署名提出（2024年11月15日）

はじめに

全教現業職員部は結成（1991年3月）以来、学校現業職員を教育活動に欠かせない職員として学校教育法や教職員定数標準法などに位置づけ、身分を確立することをめざして、全国の仲間とともに運動をすすめてきました。そして2012年度より、それまでの政府宛（文部科学省、総務省）の要求署名運動を、国会宛の請願署名（衆議院・参議院議長宛）を中心とした運動に切り替えて「法制化運動」にとりくんできました。

この「請願署名とりくみの手引き」は、13年目の国会請願署名運動をスタートさせるに当たり、各組織での学習・意思統一をすすめるために作成しました。積極的な活用をお願いするものです。

1. 現業職員の法的位置づけを求めて

（1）2012年度から国会請願署名運動がスタート

新たな「国会請願署名」を中心にした学校現業職員の法的位置づけを求める運動は、2012年6月から全国で始まりました。その主なとりくみは、1）衆参両院議長宛の国会請願署名と文部科学省宛の団体署名の推進、2）地元選出の国会議員要請と紹介議員の依頼、3）中央要請行動です。

各組織では、教職員から署名を集約するとともに、地域の集会・催しなどでもとりくみをすすめました。2024年度は国会請願署名 7,173 筆、文科省宛団体署名 445 団体が集約され、積極的な要請行動の結果 12 名（立憲民主 8 名、共産 4 名）に党派の枠を越えて紹介議員になっていただきました。



(2) トップランナー方式の危険性

2016 年度から導入された地方交付税算定にかかわるトップランナー方式の対象業務に、学校現業職員の業務である学校用務員事務や学校給食の調理業務が含まれています。学校用務員事務については経費水準の段階的な引き下げとともに経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替える見直しもおこなわれ、民間委託化、非常勤化へいっそう強く誘導する政策がとられています。2025 年度の請願署名のとりくみでは、トップランナー方式の撤回を求めるとともに、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるよう法制化することを求める署名運動にとりくみます。引き続き、教職員・父母・地域住民など、様々な団体・個人と共同してこの運動を前進させることで、法制化の展望を切り開くことが求められています。

◆地方交付税は

国民が全国どこに住んでいても同じ行政サービスが受けられるように、地方自治体の財源を保障するものです。その額は、公務公共サービスの水準を維持するのに必要な経費で算定されています。

◆ところがトップランナー方式は

地方交付税の額を算定する際、一部の業務を民間委託などでコストをおさえた自治体の経費を標準とすることで、経費水準を引き下げるといいます。地方交付税のあり方を大きくゆがめるものといえます。

◆学校現業職員がトップランナーの対象に

このトップランナー方式の対象に、学校用務員事務、学校給食調理業務が入っているのです。総務省は「学校用務員事務は民間委託を実施している自治体は30%台だが、非正規職員を含めれば90%台になるのでトップランナー方式の対象にした」と説明しています。非正規職員や民間委託による低賃金の職員を、行政自ら拡大することは大きな問題です。

2. 2025 年度も「国会請願署名運動」をがんばろう

①「11・21 中央行動」の設定

2024 年 11 月 21 日（金）に中央行動をします。文科省・総務省・財務省との交渉とともに、政党や国会議員要請、全国知事会・PTA 連合会などの教育関係団体への要請行動にとりくみます。

②「国会請願署名」、文科省宛の「団体署名」のとりくみ

11・21 中央行動に向けて、職場・地域から共同を広げて国会宛の請願署名、文部科学省宛の団体署名にとりくみます。

署名の締め切り…11 月 14 日（金）

③国会議員への要請・懇談、政党要請などのとりくみ

請願署名の紹介議員を増やすために、地元選出議員への要請行動を強めます。衆・参両院での請願の採択を目指します。

請願署名とりくみにあたってのお願い…「〃」はダメ！

ア) 氏名はフルネームで記入してください。

- ・ 家族の名前などを書くときは「〃 花子」はダメです。

イ) 住所は番地を含めてきちんと記入してください

- ・ 家族の場合も、住所が「〃」「同上」はダメです。

ウ) コピーやFAX はダメです。原本で提出をしてください。

3. 「地元国会議員への要請」をやってみよう！

地元国会議員への要請・懇談の手順

(1) 議員事務所へ懇談の依頼文書を郵送します

「懇談のお願い文書」「要請署名」、独自に作成した文書があればその文書を郵送しておきます。

★ポイント・資料送付のとき

- * 懇談等をお願いする際に、こちらの連絡先をきちんと確認しておくこと。メールで返事を受け取るのか、電話なら誰のところで返事をするのかを明確にします。
- * 仕事中に組合活動をしていると思われるといけないので、職場を電話の連絡先にはしないことが大事です。組合本部の場合、きちんと確認して、現業のほうに返事がくるよう設定しておきます。

★ポイント・資料送付のあと

- * 議員の地域により、担当者を決めます。担当者の自宅、学校に近い地域でお互いになんとか話しかかるような地域の議員を選びます。電話をしたときに、親近感を覚えさせることがコツです。

(2) 数日後、電話で懇談のお願いをします

★電話かけのポイント

- * 電話をするときは、なるべく何人かで集まって、組合本部のようなところからするとよいでしょう。集約も簡単になります。
- * 電話かけの前に電話する相手の議員について、情報を仕入れておきます。相手を知っているというアピールができて、話しやすいものです。
- * 懇談を考えている場合、いつ会えるのかということのこちら側の日程をはっきりさせておきます。また、どこで会うのか、何人で誰か会うのか、をだいたい決めておきます。

(3) 懇談の約束がとれたら

①送付した文書一式を持って議員事務所へ向かいます。

- ・ 学校現業職員の役割、実際やっていること、困難な状況等々を話し、学校現業職員の大切さに理解を求めましょう。
- ・ 法制化の意義を訴え、請願署名の紹介議員になっていただくことをお願いします。
- ・ 懇談が秘書の場合は「後日、紹介議員についての返事をお聞きする」ことを伝えます。
- ・ その場で紹介議員になることをお引き受けいただいたら、「紹介議員の応諾書」を書いてもらってください。

②懇談のあと、議員事務所へ「懇談のお礼とお願い」「紹介議員の応諾書」を送付します。

- ・ 応諾書の返信のあて先は各組合本部にしてください。

(4) 紹介議員 OK の返事をもらったら

- ・ 全教本部へ紹介議員の応諾書を FAX でおくってください。
- ・ 全教本部から紹介議員宛にお礼状と 11 月の中央行動の案内を送ります。

(5) 要請行動の内容を報告用紙にまとめ、自分の組合と全教本部に送付します。

電話かけはこんなふうに

《 例 》

・ ○○先生の事務所でしょうか？

私、◇◇県高等学校教職員組合現業職員部の○○と申します。

◇◇県立○○高等学校で現業職員として勤務している者です。

先日、『学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求めるとともに、学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名』についてのお願い」という資料を送らせていただきましたが、お読みいただけましたでしょうか。

「読みました」…の場合

・ ありがとうございます。どんな感想をお持ちになりましたでしょうか。

（さらに詳しく趣旨をご説明し、）

先生のご意見もうかがいたいので、ぜひ、懇談の機会を設けていただけないでしょうか。

「まだ、読んでいません」…の場合

・ そうですね…残念ですね。内容は、学校現業職員の現状をご理解いただき、安全・安心な学校づくりのために、学校現業職員法制化のとりくみをご支援いただきたいというものです。つきましては、こちらから趣旨をご説明し、先生のご意見をうかがいたいので、ぜひ、お会いできる機会を設けていただけないでしょうか。

懇談OK…の場合

＊具体的な懇談の日程を話す。地元事務所、議員会館の場合などあるが、必ず、2人以上で会うこと。本人に会えるか、秘書に会えるか、違いは大きいですが、どちらにしても、会って話をすることを大事にする。国会開会中など、相手の忙しさを考えること。

懇談NO…の場合

・ それは残念ですが、ぜひ、資料を読んでいただいて、ご理解ご協力をお願いします。

また、何かの機会がありましたら、ご連絡ください。

（応援してます！とか言うと、喜ばれる。また、身内で関わりがありそうな人の話もよい）

おわりに

学校現業職員の要求実現のたたかいは、「構造改革」路線とのきびしいたたかいの歴史です。

激動する情勢のもとで、現業職員部が提起している国会請願署名で一人



ひとりの国会議員に働きかけていくことは、「学校現業職員の法制化」運動にとって、大きな展望を切り拓くものです。私たち現業職員が、「子どもと学校の安全・安心を守る」ことを土台にすべての教職員、そして国民としっかりと結びつき、業務の実践でも要求実現の運動でもともに力を合わせましょう。

